

長崎総合科学大学同窓会会則

第一章 総則

- 第1条 本会は長崎総合科学大学同窓会と称する。
- 第2条 本会は会員相互の親睦と発展向上を図り、且つ本学の教育研究業務の遂行に協力することを目的とする。
- 第3条 本会はその目的を達成するために次の事業を行う。
1. 会誌の発行およびホームページの管理運営
 2. 会員名簿の管理
 3. 総会、役員会、幹事会、懇談会その他の集会
 4. 長崎総合科学大学評議員（卒業生代表）の推薦
 5. その他必要な事業
- 第4条 本会は事務局を長崎市網場町536、長崎総合科学大学内におき、事務局には職員をおき、事務運営にあたる

第二章 会員

- 第5条 本会の会員は次の3種とする。
1. 長崎総合科学大学（その前身である川南高等造船学校、川南造船専門学校、長崎造船専門学校、長崎造船短期大学、及び長崎造船大学、大学院を含む）の全卒業生を会員と称する。
ただし、会費納入者を正会員、未納者を未納会員と称する。
 2. 本会の会費納入者の大学（大学院を含む）在学中の期間は準会員と称する。
 3. 本学の教職員は在任期間のみ特別会員と称する。
- 第6条 本会の会費は次のとおりとする。
1. 本会の会費は30,000円とし、入学時に一括納入するものとする。
 2. 入学時に会費を納入しなかった者は、会費納入の時点で正会員または準会員となることができる。
 3. 納入後の会費はいかなる理由があっても返却しない。

第三章 役員

- 第7条 本会は次の役員をおく。
- 会長 1名、副会長 2名、事務局長 1名、監事 2名、各地区長 12名以内
- 第8条 役員は次の方法によって定める。
1. 役員は正会員より選出する。
 2. 役員の中より会長、副会長、事務局長、監事を選出する。
 3. 地区長は各地区より選出する。
- 第9条 役員は名誉職とする。ただし、専任の場合はその限りとし、ない。
- 第10条 役員は任期は2カ年とし、5月1日に始まり2年後の4月30日までとする。ただし、後任者が決定するまではその任にあたるものとし、重任を妨げない。
- 第11条 会長は会務遂行の任にあたる。副会長は会長を補佐する。役員会の承諾を得て会務を副会長または他の役員に代行させることができる。
- 第12条 本会に顧問をおくことができる。
1. 顧問は正会員より役員会で選出し、会長が委嘱する。
 2. 顧問は本会の諮問に応ずる。
 3. 顧問の任期は2年とする。重任を妨げない。

第四章 役員会

- 第13条 役員会は会長、副会長、事務局長、監事、地区長をもって組織し、2年に一度開くものとする。
- 第13条の2 顧問及び同窓会推薦の大学評議員は役員会に出席することができるが、議決権は有しない。
- 第13条の3 役員会の議長は会長を充てるものとする。
- 第14条 役員会は会長がこれを招集する。また会長は過半数の役員から議案を示して役員会招集の請求があった時、これを招集しなければならない。
- 第14条の2 役員会の開催日時、場所並びに会議に付すべき事項は書面にて通知する。

- 第15条 本会は役員会が開催されない年度、または緊急な事態が生じた場合、会長、副会長に連絡し、長崎県内在住の役員による合議（以下「幹事会」という。）で会務を遂行することができる。この場合は、決定事項を次期の役員会に報告しなければならない。

第15条の2 幹事会については別に定める。

第16条 役員会では次の事項を審議するものとする。

1. 役員承認
2. 会則の改廃
3. 事業計画および収支予算承認
4. 事業報告および収支決算承認
5. その他の議案

第17条 役員会は過半数の役員出席をもって成立する。ただし、委任状の送付のあった役員は出席とみなす。なお、議案賛否の意見を付した委任状の際は得票数に加えるものとする。

第18条 役員会の議事は出席者の過半数をもって決める。可否同数のときは議長が決める。

第19条 会則の改廃は役員会出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

第五章 総会

第20条 総会が必要に応じて開くものとする。

第20条の2 総会において直近の役員会における審議内容の報告を行い、出席者の過半数の承認をもって決議するものとする。

第20条の3 総会の議長は会長を充てるものとする。

第六章 地区組織

第21条 国内を11地区に分け、その下に支部、分会をおくことができる。

第22条 国外に地区を設けることができる。

第23条 地区には地区長のほか副地区長をおくことができる。

第24条 各組織はそれぞれ規則を定め、運営する。

第25条 各組織は適宜会員の消息等を事務局に連絡するものとする。

第七章 会計

第26条 本会は会費、寄付金、その他の収入により運営する。

第27条 会計年度は5月1日に始まり、翌年4月30日とする。

第28条 費用支弁、旅費規程は別に定める。

第29条 役員及び顧問には報酬を支給しない。ただし、会務に要した費用は支弁される。

第30条 地区活動に要する費用については、活動報告書の提出をもって、その額と支給時期は予算の範囲内において役員会において決定する。

附 則

1. この規定は昭和56年8月1日より施行する。
2. この改正規定は昭和59年8月1日より施行する。
3. この改正規定は昭和62年7月1日より施行する。
4. この改正規定は平成元年4月1日より施行する。
5. この改正規定は平成7年6月4日より施行する。
6. この改正規定は平成8年6月23日より施行する。
7. この改正規定は平成10年6月19日より施行する。
8. この改正規定は平成12年6月17日より施行する。
9. この改正規定は平成16年6月12日より施行する。
10. この改正規定は令和2年6月13日より施行する。